

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	住民基本台帳システム（住民基本台帳に関する事務）	
行政機関等の名称	朝霞市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民環境部朝霞駅前出張所出張所係	
個人情報ファイルの利用目的	地方公共団体の住民に関する行政の基本資料として、行政運営のために利用する。	
記録項目	1氏名、2旧氏、3生年月日、4性別、5住民となった日、6住所、7住定日、8本籍、9筆頭者、10前住所、11個人番号、12住民票コード、13転出先住所、14通称名、15外国人住民となった年月日、16国籍・地域、17法第30条の45に規定する区分、18在留資格、19在留期間等、20在留期間の満了の日、21在留カード等の番号、22国民年金加入状況、23国民健康保険加入状況、24後期高齢者医療保険加入状況、25介護保険加入状況、26児童手当受給状況、27世帯構成（続柄）、28戸籍届出状況、29支援措置の申出状況	
記録範囲	住民登録者（住民登録のあった者を含む）（1～29）	
記録情報の収集方法	本人からの提出により収集（1～29） 国及び地方公共団体から収集（1～29） 朝霞市国保年金課から収集（22～24） 朝霞市介護保険課から収集（25） 朝霞市子ども未来課からの収集（26）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	国及び地方公共団体（1～29）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）市長公室市政情報課市政情報係	
	（所在地）埼玉県朝霞市本町1-1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	法定事務・市独自事務 ※どちらかに○をしてください。